

サンケン電気株式会社に対する勧告について

令和5年11月30日
公正取引委員会

公正取引委員会は、サンケン電気株式会社（以下「サンケン電気」という。）に対し調査を行ってきたところ、下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」という。）第4条第2項第3号（不当な経済上の利益の提供要請の禁止）の規定に違反する行為が認められたので、本日、下請法第7条第3項の規定に基づき、同社に対し勧告を行った。

1 違反行為者の概要

法人番号	3030001045666
名称	サンケン電気株式会社
本店所在地	埼玉県新座市北野三丁目6番3号
代表者	代表取締役 高橋 広
事業の概要	パワー半導体（注）製品の販売
資本金	208億9678万9680円

（注）モータや照明などの制御や電力の変換を行う半導体のこと。

2 違反事実等の概要

- サンケン電気は、資本金の額が3億円以下の法人たる事業者に対し、自社が販売する又は製造を請け負うパワー半導体製品の部品又は附属品の製造を委託している（これらの事業者を以下「下請事業者」という。）。
- サンケン電気は、下請事業者に対して自社が所有する金型を貸与していたところ、合計386型の金型について、遅くとも令和3年7月1日から令和5年10月27日までの間、一部の下請事業者から長期間発注が無いこと等を理由として廃棄等の希望を伝えられていた、又はサンケン電気自身も次回以降の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、下請事業者に対し、引き続き、無償で保管させるとともに金型の現状確認等の棚卸し作業を1年間当たり2回行わせることにより、下請事業者の利益を不当に害していた（下請事業者16名）。
- サンケン電気は、令和4年4月から令和5年5月までの間に、前記386型のうち、合計167型の金型を廃棄している（下請事業者10名）。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部
下請取引調査室 電話03-3581-3374（直通）（1から3関係）
企業取引課 電話03-3581-3373（直通）（4関係）
ホームページ <https://www.jftc.go.jp/>

- (4) サンケン電気は、下請事業者に対し、金型保管サービス提供事業者の価格例等を提示して見積書を徴収した上で、令和5年10月27日までに、前記(2)の期間に、無償で金型を保管させるとともに棚卸し作業を行わせたことによる費用に相当する額として総額1136万9160円を支払っている。

3 勧告の概要

- (1) サンケン電気は、次の事項を取締役会の決議により確認すること。
- ア 前記2(2)の行為が下請法第4条第2項第3号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること
 - イ 今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害さないこと
- (2) サンケン電気は、今後、自己のために経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害することがないように、自社の発注担当者に対して金型の適切な管理に特に留意した下請法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること。
- (3) サンケン電気は、次の事項を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
- ア 下請事業者に対し、自己のために提供させていた役務に要した費用相当額を支払ったこと
 - イ 前記(1)及び(2)に基づいて採った措置
- (4) サンケン電気は、次の事項を取引先下請事業者に通知すること。
- ア 下請事業者に対し、自己のために提供させていた役務に要した費用相当額を支払ったこと
 - イ 前記(1)から(3)までに基づいて採った措置
- (5) サンケン電気は、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

4 金型等の無償保管要請問題に関する周知・啓発活動

公正取引委員会は、かねてより金型等の無償保管要請問題の解消に取り組んできたところであるが(参考3)、令和5年以降、金型等の無償保管要請を行った事業者に対し勧告を行っていることを踏まえ、引き続き、この問題に厳正に対処していくとともに、改めて業界団体への周知等を通じた啓発活動を行っていくこととしている。

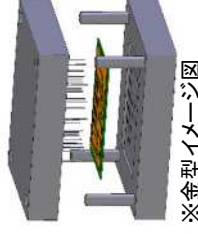
サンケン電気(株)に対する勧告(金型を無償で保管させていた事件)

サンケン電気(株) (親事業者)

下請事業者 (16名)

下請取引の内容

サンケン電気(株)が販売する又は製造を請け負うパワー半導体製品の部品又は附属品の製造(製造委託)



※金型イメージ図
(サンケン電気(株)提供)

違反行為の概要(不当な経済上の利益の提供要請の禁止)

サンケン電気(株)は、下請事業者との取引に関して、自社が所有する金型を貸与していたところ、当該金型について、

- ①一部の下請事業者から**長期間発注が無いこと等を理由として廃棄等の希望を伝えられていたにもかかわらず、又は**
- ②**サンケン電気(株)自身も次回以降の具体的な発注時期を示せない状態になっていたにもかかわらず、**

なお下請事業者に無償で保管させ続けるとともに、金型の現状確認等の棚卸し作業を毎年2回行わせていた。

(下請事業者16名・金型386型)

【注】我が国における金型等の無償保管要請の問題が顕在化する中で、現在、金型の保管サービスを提供する事業者も存在する。

【参考】下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準 違反行為事例7-5(型・治具の無償保管要請)

(1) 親事業者は、機械部品の製造を委託している下請事業者に対し、量産終了から一定期間が経過した後も金型、木型等の型を保管させているところ、当該下請事業者からの破棄申請に対して、「自社だけで判断することは困難」などの理由で長期にわたり明確な返答を行わず、保管・メンテナンスに要する費用を考慮せず、無償で金型、木型等の型を保管させた。

(2) 親事業者は、自動車用部品の製造を委託している下請事業者に対し、自社が所有する金型、木型等の型・治具を貸与しているところ、当該自動車用部品の製造を大量に発注する時期を終えた後、当該部品の発注を長期間行わないにもかかわらず、無償で金型、木型等の型・治具を保管させた。



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

勧告内容

- サンケン電気(株)は、
- 今後、下請事業者に不当な経済上の利益の提供要請を行わないことを取締役会の決議により確認すること
 - 下請法の遵守体制を整備すること

など

サンケン電気(株)は、下請事業者16名に対し、**金型保管サービス提供事業者【注】の価格例等を提示して見積書を徴収した上で、無償で金型を保管させるとともに棚卸し作業を行わせたことによる費用に相当する額(1136万9160円)を支払っている。**

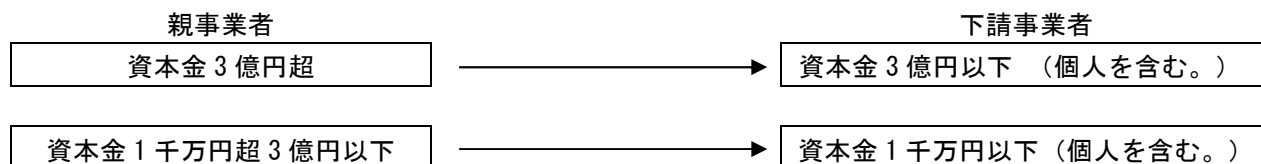
1 下請法の概要

○ 目的（第1条）

下請取引の公正化・下請事業者の利益保護

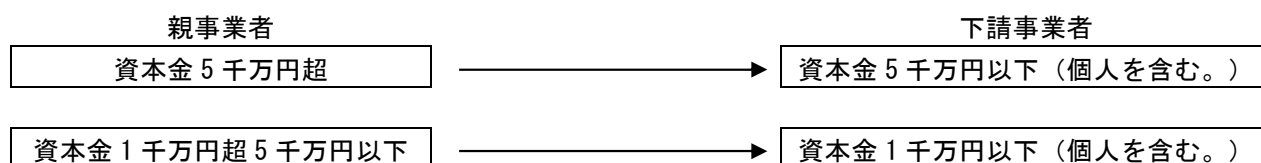
○ 親事業者、下請事業者の定義（第2条第1項～第8項）

a. 物品の製造・修理委託及び政令で定める情報成果物作成・役務提供委託



※ 政令で定める情報成果物作成委託…プログラム
政令で定める役務提供委託…運送、物品の倉庫における保管、情報処理

b. 情報成果物作成・役務提供委託（政令で定めるものを除く。）



○ 親事業者の義務（第2条の2、第3条、第4条の2、第5条）及び禁止事項（第4条第1項、第2項）

a. 義務

- (7) 書面の交付義務（第3条）
- (イ) 書類の作成・保存義務（第5条）
- (ウ) 下請代金の支払期日を定める義務（第2条の2）
- (エ) 遅延利息の支払義務（第4条の2）

b. 禁止事項

- (7) 受領拒否の禁止（第4条第1項第1号）
- (イ) 下請代金の支払遅延の禁止（第4条第1項第2号）
- (ウ) 下請代金の減額の禁止（第4条第1項第3号）
- (エ) 返品禁止（第4条第1項第4号）
- (オ) 買ったたきの禁止（第4条第1項第5号）
- (カ) 購入・利用強制の禁止（第4条第1項第6号）
- (キ) 報復措置の禁止（第4条第1項第7号）
- (ク) 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止（第4条第2項第1号）
- (ケ) 割引困難な手形の交付の禁止（第4条第2項第2号）
- (コ) 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第4条第2項第3号）
- (ク) 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止（第4条第2項第4号）

2 参照条文

○ 下請代金支払遅延等防止法（抄）

（昭和三十一年法律第二百十号）

（定義）

第二条 この法律で「製造委託」とは、事業者が業として行う販売若しくは業として請け負う製造（加工を含む。以下同じ。）の目的物たる物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料若しくはこれらの製造に用いる金型又は業として行う物品の修理に必要な部品若しくは原材料の製造を他の事業者に委託すること及び事業者がその使用し又は消費する物品の製造を業として行う場合にその物品若しくはその半製品、部品、附属品若しくは原材料又はこれらの製造に用いる金型の製造を他の事業者に委託することをいう。

2～6 （略）

7 この法律で「親事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 資本金の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第十四条に規定する者を除く。）であつて、個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託等（情報成果物作成委託及び役務提供委託にあつては、それぞれ政令で定める情報成果物及び役務に係るものに限る。次号並びに次項第一号及び第二号において同じ。）をするもの

二～四 （略）

8 この法律で「下請事業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 個人又は資本金の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者であつて、前項第一号に規定する親事業者から製造委託等を受けるもの

二～四 （略）

9、10 （略）

（親事業者の遵守事項）

第四条 （略）

2 親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、次の各号（役務提供委託をした場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる行為をすることによつて、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

一、二 （略）

三 自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

四 （略）

（勧告）

第七条 （略）

2 （略）

3 公正取引委員会は、親事業者について第四条第二項各号のいずれかに該当する事実があると認めるときは、その親事業者に対し、速やかにその下請事業者の利益を保護するため必要な措置をとるべきことを勧告するものとする。

3 金型等の無償保管要請問題に関する公正取引委員会の主な取組

平成 16 年（2004 年）

4 月 1 日	改正下請法が施行される ・ 不当な経済上の利益の提供要請の禁止（第 4 条第 2 項第 3 号）を追加 ・ 金型の製造委託を新たに適用対象に追加
---------	--

平成 19 年（2007 年）

6 月	改正下請法に基づき新たに適用対象とされた分野のうち、①道路貨物運送に係る役務の提供、②放送番組・映像制作に係る情報成果物の作成及び③ 金型の製造に係る各委託取引を重点分野とした特別調査 を開始（12 月まで）
-----	---

平成 20 年（2008 年）

5 月 14 日	「平成 19 年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」において、特別調査の結果及び金型の保管に関する留意事項を公表
11 月	下請取引適正化推進講習会テキストに金型の無償保管要請に関する Q & A を追加

平成 21 年（2009 年）

5 月 27 日	「平成 20 年度における下請法の運用状況及び企業間取引の公正化への取組」において、金型の無償保管要請に関する違反事例を初めて掲載
----------	---

平成 22 年（2010 年）

11 月 30 日	「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」（優越ガイドライン）第 4 の 2(3)イの想定例③に金型の無償保管要請に関する事例を掲載 第 4 の 2(3)イ 想定例③ 「補修用部品、金型等自己が保管すべきものについて、自己の一方的な都合により、取引の相手方に無償で保管させ、また保管に伴うメンテナンス等をさせること。」
-----------	---

平成 28 年 (2016 年)

12 月 14 日	「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」に金型の無償保管要請に関する事例を追加 (第 4 の 7 事例 7-5)
-----------	--

平成 30 年 (2018 年)

12 月	中小企業庁と連名で金型の取引に関する実態調査を開始
------	---------------------------

令和元年 (2019 年)

8 月~12 月	中小企業庁の「型取引の適正化推進協議会」に参加
----------	-------------------------

令和 2 年 (2020 年)

3 月	中小企業庁と連名で「平成 30 年度 金型に係る取引の調査結果」を公表
-----	-------------------------------------

令和 5 年 (2023 年)

3 月 16 日	木型等の無償保管要請に対して勧告・公表 (型の無償保管要請に係る初の勧告・公表)
11 月 30 日	金型の無償保管要請に対して勧告・公表 (本件)